



豊前総合法律事務所 News Letter

2025年
2月号
VOL.6

大切なご家族のため、また何より、ご自身の人生を充実させるため、お役に立てる情報をお届けいたします。終活・相続に詳しい豊前の弁護士といえば西村だ！と思い出していただけよう頑張ります！

目次

- P1 ◆プライベートのひとこま
- P2 ◆レビュー
- P3 ◆終活に関する名言・格言いろいろ～4～
- P4 ◆こんなときどうする？
- P5 ◆エンディングノートの意義と活用術
- P6 ◆お知らせ



プライベートのひとこま

ある日曜日の夕方、事務所の玄関を高圧洗浄機で掃除をしました。みるみる汚れがとれて、スツキリです！そして、こんなに汚れていたのかという衝撃もありました。

弊所でしか見られない、弁護士姿の「くぼてん」くんも、大事に長持ちしてほしいものですが、なにせ屋外に設置していますので、雨風はしのげません。今後も定期的なメンテナンスは大事だと痛感いたしました。



掃除、経営者といえば、「掃除の神様」と称えられる鍵山秀三郎氏を思い起こします。みなさまもよくご存じの、株式会社イエローハットの創業者で、令和7年1月2日に、91歳でお亡くなりになりました。

モットーは「掃除をすると①気付く人になれる②謙虚な人になれる③感動の心がはぐくまれる④感謝の心が芽生える⑤心が磨かれる」だそうです。

私も毎日事務所のトイレ掃除をしております。こうして磨いた心で、みなさまのお力になれるよう精進いたします。

本書は、一般社団法人終活カウンセラー協会の代表である武藤頼胡さんが監修を務めており、具体的な手続きの方法がわかりやすく解説されています。

以前、同じタイトルで出版された本が大変好評で、このたび最新版が出版されたとのことです。

終活には「気力」「体力」「判断力」が必要！？

みなさまは、終活に必要な「力」は何だと思われますか？この本では、「気力」「体力」「判断力」と書かれています。この視点に立つと、「終活なんてまだ早い」という考え方が適していないことがお分かりいただけるのではないのでしょうか。終活は早めに始めることで、より余裕を持って準備ができ、家族の気がかりを減らすことにもつながります。



おひとりさまにもおススメです！

本書は「家族に迷惑をかけたくない」と題されていますが、いわゆる「おひとりさま」の方にもおすすすめします。急な入院時の身元保証人を頼めるサービスなど、生前に利用できるものが紹介されています。そして、住宅の片付けや退去手続きなど死後のサポートについても書かれています。今現在「おひとりさま」という方だけでなく、これから先「おひとりさま」になりそうだな、という方も、読んでおくと安心です。

終活が注目されている今、生前も死後も本当に多彩なサポートがありますが、すべての種類のサポートが近くの企業で扱われているとは限りませんので、ご自身に必要なものを考えて、早めに探し始めたいですね。

実際に書き込んでみましょう！

本書は、書き込みができるようになっています。巻頭にはエンディングノートがついているほか、相続人を書き込んだり、色々な質問にチェックを入れるページもあります。

エンディングノートも遺言書もそうですが、書いた時点で完了！ではなく、周囲を取り巻く環境やご自身の意思も変わることがあります。そのため、「書き直して大丈夫で、何度も書き直すこともあるものなんだ」という心構えで臨んでいただけたらと思います。



終活に関する名言・格言いろいろ～4～

ポール・ニューマン (1925年1月26日 - 2008年9月26日)

アメリカ出身の俳優・映画監督です。ビリヤードを題材にした映画「ハスラー (1961年)」をはじめ、3度のアカデミー賞受賞を初めとして数多くの受賞歴があります。

なかでも私がおっとも印象的なのは映画「評決 (1983年)」です。アルコール依存症の弁護士が再起を果たし、弁護士としての情熱を取り戻して裁判に挑む物語です。ご覧になったことはありますか。

また、食品製造会社「ニューマンズ・OWN」も設立し、1982年の設立以降に挙げた純利益は全て寄付しているそうです。

今回は、そんな彼の言葉をご紹介します。



家でステーキを食べられるのに、

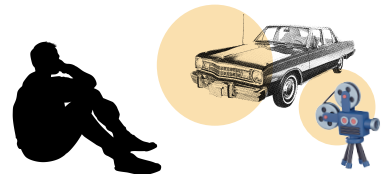
わざわざ外でハンバーガーを食べる必要はないさ

この言葉は、当時50年にわたり連れ添ってきた妻との仲について話題になったときに言ったものです。

「ステーキ」「ハンバーガー」がさすがアメリカ！という感じですね。私たちだと何でしょうか…。

文化の違いはさておき、大切な人を大切に作る人なのだなと感じます。

一方で「夫婦が長続きする秘訣だって？それは、一緒にいる時間をなるべく少なくすることさ」という発言もあったとか。



成長できるのはひとりである時だけだ

ポール・ニューマン氏は、俳優業・映画監督業だけでなく、ル・マン 24時間レースに出場したり、会社を経営したり、政治活動をしたりと、多くの活動をされてきた方です。そんな方の言葉というだけに、考えさせられますね。

よく、人は一人で生まれて一人で死んでいく、という言葉を目にしますが、この孤独こそ人を成長させると考えていたのでしょうか。

彼の言葉にならい、私も一人の時間にじっくり考え、どんな成長ができるのか、模索してみたいと思います。

そして、孤独があるがゆえに、人のご縁をありがたく感じます。誰かと共に過ごせること、互いを思いあう人がいるということは、本当に大切なことなのですね。

こんなときどうする？～相続放棄が間に合わない！？～

豊前花子さん（52歳）は、久しぶりに会った姉から、長らく疎遠だった叔父が1年前に亡くなったことを初めて聞かされました。

叔父は生涯独身で、祖父母（叔父の両親）はすでに亡くなっています。叔父の兄弟は豊前花子さんの父親だけで、その父親も2年前に亡くなりました。

どうやら、叔父には財産らしい財産は無く、借金があったそうです。

姉は「花子の相続放棄、間に合うの？」と心配そうにしています。相続放棄という耳慣れない言葉に、花子さんは不安でいっぱいです。

相続放棄とは？

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。



①単純承認

相続人が被相続人（亡くなった方）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ

②相続放棄

相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない

③限定承認

被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ

お姉さんの選択

豊前花子さんのお姉さんが選択したのは、②の相続放棄です。

叔父さんには「財産らしい財産は無く、借金があった」ということでしたので、相続放棄を選択したのでしょう。

相続放棄の申述期限

申述とは、裁判所に書類を提出して裁判所に意思を伝えることです。

相続放棄の申述には期限があります。「相続の開始があったことを知ってから3か月以内」です。叔父さんが亡くなってから1年が経っているようですが、このとき豊前花子さんは「初めて聞かされた」とのことなので、これから手続きをすることができますね。



そもそも豊前花子さんって、相続人なの！？と思われた方は、ぜひ終活お話し会へお越しください！
今回は2月13日開催です。

エンディングノートの意義と活用術 ～6～

終活の大切さが各方面で聞こえてくる昨今、様々な種類のエンディングノートが出版されています。もちろん、オリジナルで作るという方もおられますね。どのエンディングノートにも、必ずと言っていいほど設けられているのが、下記の項目です。

- ご本人の意思
- 基本情報（生年月日、住所など）
- 財産・お金のこと
- 健康・病気・介護のこと
- お墓・葬儀のこと



今回注目したいのは、この中の「健康・病気・介護のこと」です。

かかりつけ医や持病、アレルギーを書く項目のほか、病気になったり、介護が必要な状況になったり、というときに「私はこうしてほしい」という意思を書くことができます。

（もし、お手元のノートに項目が無ければ、余白に書き足したり、紙を貼り付けたりして、工夫しましょう！）

たとえば、延命治療や在宅治療の希望を書くことができます。当然、実際の場面では医師との相談のうえで決めることにはなりますが、ご本人が意思を伝えられる状態ではない場合、ご家族の悩みを軽くすることに繋がります。

特に緊急の場合、「20分以内に決めてください」などと急かされることもありますので、ご本人の意思を伝えていない場合はご家族が非常に悩み、決断した後も「本当にこれで良かったのだろうか」と後悔することもあります。

エンディングノートに意思を書き込んだら、ぜひそれをご家族や大切な方にお話ししてください。スマートフォンなどで動画に残して、お送りしておくのも良いでしょう。

「書く」と「伝わる」は全くの別物です。遺言書も数年後に見つかる場合があるように、書いただけで伝わりとは限りません。

ご自身の意思を伝え、ご家族や大切な方への想いを伝える時間自体も、大切な思い出になることでしょう。

余裕があれば、好きな香り・音楽・映画、あるいはご趣味も書いておくことをおすすめします。それが入院・入所中の余暇時間の過ごし方に繋がったり、リハビリの工夫にも繋がったり、ということがあります。

お知らせ

私たちが主催する、終活お話会の開催が近づいてまいりました！
みなさまのお越しを、お待ちしております！

家族が笑顔になる終活！

弁護士と語りあって創る、納得の人生設計

終活お話会

ご参加
無料



ご予約
不要

2月13日(木) 14:30 - 16:30
豊前市総合福祉センター 研修室

同じことで悩んでいる人、いませんか？

終活がテーマの座談会

10分で始めるエンディングノート！

記入や保管のポイントもお伝えします

その疑問、いまここで解決！

弁護士によるオーダーメイドセミナー

発行元 豊前総合法律事務所

〒828-0028

豊前市青豊19-14スペースI

TEL：0979-53-9106

FAX：0979-53-9107

開所時間：平日9時～18時

相続専門ホームページ

